

宇陀市監査委員公告第1号

平成26年度定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月24日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 上 田 徳

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局における主として平成26年4月1日から9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 議会事務局 総務課
- (2) 総務部 秘書広報情報課、人事課、総務課、危機管理課及び管財課
- (3) 企画財政部 企画課、まちづくり支援課、財政課、税務課及び徴収対策課
- (4) 市民環境部 市民課、保険年金課、人権推進課（人権交流センター及び児童館を含む。）及び環境対策課（護美センター及び宇陀クリーンセンターを含む。）
- (5) 健康福祉部 健康増進課（保健センター及び国民健康保険直営診療所を含む。）、厚生保護課、子ども支援課（各保育所を含む。）及び介護福祉課
- (6) 農林商工部 産業企画課、農林課、商工観光課及び地籍調査課
- (7) 建設部 建設課、公営住宅課、都市計画課及び公園課
- (8) 市立病院 経営企画課、庶務課及び医務課
- (9) 介護老人保健施設 庶務課
- (10) 大宇陀地域事務所 地域市民課
- (11) 菟田野地域事務所 地域市民課
- (12) 室生地域事務所 地域市民課
- (13) 出納室
- (14) 水道局 総務課、工務課、浄水課及び下水道課
- (15) 教育委員会事務局 教育総務課（各小学校、中学校及び幼稚園並びに学校給食センターを含む。）、生涯学習課（総合体育館、中央公民館及び図書館を含む。）及び文化財課
- (16) 選挙管理委員会 事務局
- (17) 公平委員会 事務局
- (18) 監査委員 事務局
- (19) 固定資産評価審査委員会 事務局
- (20) 農業委員会 事務局

3 監査の期間

平成26年9月26日から平成27年3月23日まで

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりであり、改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 収入に関する事務

ア 室生山上公園観覧料の収入について（企画財政部企画課）

室生山上公園で観覧料を保管する期間が長期になっていることが確認できた。公金の管理については会計規則に示されており、法令に則った入金事務を行われたい。

イ 未収金の徴収について（建設部公営住宅課）

公営住宅課での未収金事務を事情聴取した際、平成27年度より各部署の協力体制に変化が見られるため、市民に不便をもたらすことがないように早急にマニュアル等を整備して配慮されたい。

(2) 支出に関する事務

ア 市政モニター事業について（総務部秘書広報情報課）

市政モニター制度が運用されているが、ヒアリングの中で全庁的に活用されているか疑問に感じられた。市民の声を聴くための手段として、積極的に活用すべき事業であるので利用方法などを検討されたい。

- イ 防火水槽の移転事業について（総務部危機管理課）
大宇陀人權交流センター売却にあわせて実施する防火水槽を移転するための予算の執行が売却の不調を理由に中止されていた。
予算づけにあっては、限られた予算で様々な住民サービスに添えていくためにも、真に必要な事業であるかどうかを検討したうえで、予算計上されるとともに事業を実施されたい。
- ウ 榛原駅前活性化事業について（建設部都市計画課）
榛原駅南側商店街の活性化を目的に榛原駅前活性化事業委託契約を締結して事業が行われている。委託終了後も、民間会社を設立して榛原駅前活性化事業を実施しているとのことではあるが、榛原駅前活性化にどのようにつながっていくのか等の事業評価を行うとともに、今後の事業の進め方も含めて検討されたい。
- エ クラブ活動の遠征に係る伺書について（教育委員会事務局室生中学校）
クラブ活動として遠征を行う際、指定様式により事前に伺いを行い、学校長の許可を得たうえで、遠征を行うことになっているが、一部で学校長印の決裁漏れの不備が見受けられた。改善されたい。
- (3) 契約に関する事務
- ア 契約事務について（各課共通事項）
契約について、契約書の記載に誤りが見受けられた。
契約事務担当者はもちろんのこと、決裁を行う管理職も十分確認するなど組織全体として改善されたい。
- イ 固定資産評価業務及び固定資産基礎資料更新業務の契約について（企画財政部税務課）
表題の業務については、総合的な判断により一社指定による随意契約とされているが、今後契約方法について検討されたい。
- ウ 宇陀市平成榛原子供のもり公園イベント運営業務委託契約について（建設部公園課）
平成榛原子供のもり公園の活性化を目的に委託料を支出されているが、内容を精査した結果、自主性が重んじられた事業に対して支出されていることから考えると、補助金での支出が適切であると考え。検討されたい。

エ 学校給食配送等業務委託の契約について（教育委員会事務局学校給食センター）

各学校等への給食配送業務を委託するため、NPO 法人へ随意契約とされているが、ヒアリングをした結果、随意契約をしなければならない明確な理由が示されなかった。契約方法について検討されたい。

オ 水泳教室の指導員派遣事業について（教育委員会事務局総合体育館）

現在、温水プールで実施している水泳教室の指導員派遣については、過去からの経緯のみによる一社指定による随意契約を締結しているが、今後契約方法について検討されたい。

カ まちなみギャラリーの指定管理契約について（教育委員会事務局文化財課）

公の施設の指定管理契約については、「宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」又は「同条例施行規則」等により、マニュアル化されているが、今回の契約手続きにあっては、一部条例等と一致しない手続きにより契約が行われていた。契約事務について法令等を遵守されたい。

キ 指定管理業務について（美榛苑）

美榛苑事業については、指定管理契約により業務を委託しており、協定書が交わされている。

しかし、一部の業務において、協定書と異なる内容で業務が行われていることが確認できた。協定書の趣旨を確認したうえで、改善されたい。

(4) 補助金交付に関する事務

ア まちづくり協議会への補助金について（企画財政部まちづくり支援課）

まちづくり協議会の支援を目的に、いきいき地域づくり補助金が支出されている。

まちづくり協議会は、今後の地域活動を担うべき核となるべく設立された団体であり、それぞれの活動に携わる方にあっては敬意を表すところであるが、団体の支援が十分できるよう検討されたい。

イ 市町村駅伝補助金事業について（教育委員会事務局生涯学習課・教育

委員会事務局総合体育館)

市町村駅伝に参加する選手を支援する目的で、市町村駅伝補助金を支出されているが、その補助金交付事務は総合体育館で行われている。

総合体育館は生涯学習課の所管施設であり、市町村駅伝補助金事業の交付事務は、生涯学習課で行われるべきである。検討されたい。

(5) その他の事務

ア 各部署で保管している公金の管理について（各課共通事項）

現在、現金を収受する部署や施設については、つり銭として必要な現金を保管して運用している。しかし、つり銭の管理業務の一部について十分な管理が行えていない状況にある。事務方法も含め、検討されたい。

イ 基金の運用及び定期預金の運用について（出納室）

一般会計及び特別会計（企業会計を除く）で保有している基金にあつては地方自治法により最も確実かつ有利な方法でこれを保管しなければならないとされているところであるが、年々自主財源の確保が厳しくなることから、安全で確実な運用はもちろんであるが、運用方法を検討することにより多くの財源確保が見込まれる。十分に検討されたい。

ウ 職員研修について（総務部人事課）

職員に対する研修は、今後の宇陀市を担う職員のスキルの向上となり、研修を受けた職員にとっても将来の財産となるため、積極的に参加させるよう努力されるとともに、さらなる職員研修メニューの充実に図られたい。

エ 事業評価について（総務部総務課）

市役所で実施された事業は、内部職員のプロジェクトチームを編成されて行政評価を実施し、毎年ホームページ等で市民に向けて公表されたいへん意義深い。

しかしながら、外部の方を参画させて行政評価を実施することにより、さらに有意義な行政評価となり、市民目線での行政評価が実施可能と考えられる。外部の方の参画について検討されたい。

オ 施設の維持管理について（健康福祉部室生保健福祉交流センター）

室生保健福祉交流センターに整備されている風呂について、平成24年3月をもって閉鎖されているが、その後の管理が全くされておらず、施設の財産管理が適正に行われていない。改善されたい。

カ 地籍調査事業の実施について（農林商工部地籍調査課）

地籍調査事業について、長期計画がないままに、調査が実施されている。土地の境界を明確にするために必要不可欠な事業であり、市民へ事業実施に対する理解や周知を行うためにも、実施計画等を定めて実施されるべきである。検討されたい。

キ 学校給食センターの運営について（教育委員会事務局学校給食センター）

現在の学校給食センター運営状況をヒアリングした結果、勤務職員の年齢構成の偏りが見られ、今後の運営に懸念を生じる恐れが考えられる。将来の学校給食センターの運営について、どのような方針で行っていくのか検討されたい。

6 総括

定期監査の結果を踏まえて、所管部長との面談をした結果、残念ながら定期監査時の指摘事項及び意見が十分に所管部長へ伝わっておらず、情報が所管部署で共有されていないように感じられた。

このことは、今回の定期監査だけでなく例月出納検査についても報告や相談が十分に行われていないようにも見受けられる。組織マネジメントの面からもマイナス要因となるもので、早急に改善されることを望む。